

第 104 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 7 月 12 日 (月) 13:30~18:30

場 所 宝塚商工会議所 第 2,3 会議室 (ソリオ 2 [6F])

出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、法西、村岡、岡田、佐々木、田村、土谷、中川
(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、吉栖、平塚、吹田、山内、前田、伊藤
(コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第 60 回~第 63 回流域委員会における審議結果について

① 県は第 104 回運営委員会で指摘のあった事項 (既存ダム活用、新規ダムの扱い、遊水地) について修正のうえ、第 105 回運営委員会で修正案を提示する。

(2) 第 105 運営委員会での審議事項について

① 県から提示された整備計画等の修正案について、意見照会に対する各委員からの回答の結果を踏まえて、個々の修正について協議を行う。

② 既存ダムの活用と潮止堰の試験転倒について、審議内容の整理をおこなう。

(3) 第 64 回流域委員会の議事内容及び審議の進め方について

① 論点審議の前に、整備計画等の修正案について、第 105 回運営委員会での協議結果および今後の取り扱いを報告し、質疑応答を行う。

② 論点の審議は、「③流量配分等に関すること」の「流域対策」から議論を始めて、「④減災対策に関すること」、時間があれば「⑤環境対策に関すること」まで議論を進める。

③ 論点審議の進め方は、第 60 回流域委員会資料 4-1 の武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)をベースに、県の考え方に対して委員から意見を出す形とする。

④ 委員は、論点審議の促進のために、必要に応じて意見書を提出することとする。(提出期限: 第 64 回流域委員会 [平成 22 年 7 月 21 日]、第 65 回流域委員会 [平成 22 年 7 月 29 日])

⑤ 県は期限までに提出のあった意見書について、委員会前に事前にメール等で各委員に送付する。

(4) 第 66 回流域委員会以降の委員会の日程について

① 日程調整の結果を踏まえて、以下のとおり追加日程を決定した。

○第 108 回運営委員会 8 月 26 日 (木) 午後 ◎第 67 回流域委員会 9 月 2 日 (木) 午後

○第 109 回運営委員会 9 月 9 日 (木) 午後 ◎第 68 回流域委員会 9 月 16 日 (木) 午後

(5) その他

① 整備計画における検討課題の取り扱いについては、論点審議が一通り終わった時点で議論する

(主な意見等)

(1) 第 60 回~第 63 回流域委員会における審議結果について

- ・ 「既存ダム活用」の修正対応等の欄の千苺ダムの記述は発言の意図と異なる。問題の本質がどこにあるのかということを理解してもらわないといけない。
- ・ 概略の安定計算により、千苺ダムの安全性をチェックしたことは、資料編に裏づけとして記載してもらえばよい。それ以前に、既存不適格の問題が 34 年放置されている。そのことがダムの安全性に不安を生んでいる。その解消が必要であり、その方策として管理者である市が速やかに行うのか、治水活用の中で県と市が協力してこの問題の解決にあたるかである。趣旨を踏まえて審議結果を修正すること。
- ・ 安定計算については、千苺ダムに構造上問題があるという話があったため、本来は施設管理者がチェックすべきであるが、河川管理者の方で安定計算をおこない安全性を確認した。神戸市には既存不適格であるので、是正すべきであると指導している。また、県が既存不適格の問題の解消も含めて治水活用とあわせ

て解消しないかと神戸市に投げ掛けている。しかし、安定計算をした結果、大丈夫であることを県が記載すれば、神戸市が治水活用に協力する理由が減ってしまうのではないか。（県）

- ・ 神戸市に安定計算を行わせることを整備計画に記載すればよい。
- ・ 「遊水地」の確認事項は、「遊水地活用は県内部で十分精査されたものである」ということは承知しているが、「」に修正すること。
- ・ 「遊水地」の修文対応の欄は、県に盛り込むことを配慮してほしいのではなく、「盛り込んでおくこと」が必要である。
- ・ 「新規ダムの扱い」の修文対応の欄で、「計画の中に、」というところは「計画の中に章を設けて、」としてほしい。これは、一貫して言っていることである。

（２）整備計画期間における検討課題の取り扱いについて

- ・ 整備計画期間内に実施する内容だけでなく、期間内に行う調査検討事項も整備計画に記載すべきである。今の時点で計画に盛り込めなくても、検討して時期がくれば計画に盛り込めるといふ課題もたくさんあると思う。
- ・ 検討課題を整備計画の中にどう取り込むかは非常に難しい。整備計画に新たに章を設ける必要があると思うが、制度上の制約があるのか。新規ダムや千苅ダムは継続審議という言葉だけで、４章の中に取り込まれており、２０年の間にどう議論するのか見えない。
- ・ 総合計画や都市計画には検討課題が記載されているのに、河川整備計画にないのは、役所の内部だけの計画であったからである。住民とともに進めていく計画なら、将来に向けた調査検討事項も記載すべきである。
- ・ 将来に向けた調査検討事項を入れられないことはないと思う。将来的に向かうべき方向性は基本的には河川整備基本方針であり、具体的に 20 年間でやるのが整備計画という役割分担がある。整備計画に漏れていることは基本方針に入っていることだと考えている。（県）
- ・ 基本方針の話ではなく、もっと具体性を帯びたものである。計画策定時点までには、具体的に記載できないが、もう何年か検討すれば記載できる可能性があるなら、その事を計画に記載するべきだ。
- ・ 整備計画では何を実施するかを記載することが重要である。将来に向けた検討を入れるということは、次期整備計画の内容を記載していることになる。目処が立つだろうという予測では、整備計画に書けないし、目処が立つ根拠がしっかりしているものでないと入れられない。その判断は難しいと思う。（県）
- ・ 将来に向けた調査検討は必要ないということか。
- ・ 記載の必要がないとは言っていないが、計画に記載した事業をやり遂げるために何をやるかが重要である。今、実現可能性が分からないし、５年 10 年たっても分かるかどうか分からない。現時点での議論をしているのか、将来変化することを想定して議論しているのかでは境目がある。（県）
- ・ 世の中の変化だけでなく、既存ダムの問題は利水者との調整ができていないということもある。
- ・ それは、軸足が将来になった時の議論ではないか。整備計画は、軸足を現時点においたものであり、現時点で判断できない内容である。（県）
- ・ 目標とする数値を決めての対策である。色々な検討課題がある中で、優先して既存ダムや遊水地を押し進める理由はないと思う。
- ・ 千苅ダムや遊水地はいろいろ検討してきた項目である。治水と利水の合意形成を図ることが難しいため、現時点で計画に入れられなかったが、調整はしていくべきであり、合意が得られた時点で計画に入れればよい。
- ・ 記載しようとしている項目が優先的に検討するべきである理由が必要である。どんなオーダーでどんな課題をあげるのか想定がつかない。優先順位をつけようがないのではないか。たまたま何人かの委員から提案のあったものについて記載するのはおかしい。
- ・ これまで検討してきた中で出てきた課題は残すべきであると思う。何らかの形で残してほしい。
- ・ 千苅ダムを例にとると、検討課題は継続して審議することは記載している。（県）
- ・ こういう議論があったと書いてもいいのでは。意見書をつけて整備計画案ということで提出しても何らおかしくない。
- ・ 意見書を参考資料として出すのと、整備計画に章を設けて位置づけて出すのとは違う。整備計画に位置づ

けるなら、委員会での合意が必要である。

- こんな意見があったということを書いて何になるのか。それをもとに調査や検討はできない。少なくとも実現可能性を検討した結果として、可能性のあるものを今回の整備計画に記載している。(県)
- 検討課題は実現の可能性がないものであるなら、新規ダムも書く必要のないこととなる。
- 千苅ダム活用と新規ダムの継続検討については、今回の整備計画で一番大きな焦点であったため丁寧に書いたものである。(県)
- 継続課題は、新規ダムと千苅ダムだけではない。現時点で懸案となっていることについて新たに章を設けて記載することに対して、なぜそんなに反発するのか。
- 整備計画は期間・内容を決めて記載している。実施に関して出てくる検討は記載する必要がある。検討課題を記載すると分かりにくいものとなるのではないかと。(県)
- 現時点では整理できないものについて、検討を続けていくべきではないかという検討課題である。実際の実施は20年以降の次期計画になる場合もある。しかし検討は、この20年間で行っていく。
- 整備計画には、期間中に実施できるもののみを記載すると徹底するのであればそれでよいが、継続検討という言葉で千苅ダムを記載するのであれば、論議をつくしてきた項目をきちんと挙げておくべきである。
- 県は実現可能性をどのようにして決定したのか。実現可能性というのは県が一方向的に決めたものであり、それ以外のことは書かないでほしいというように感じる。
- 流域委員会委員の全員一致の意見であるならば、他の項目も取り入れていきたいと思う。(県)
- 論点審議をしていく内容をみれば、課題の受け皿を作っておけば議論がしやすくなるのではないかと。(県)
- 委員会の中で合意形成を図る必要がある。
- 河川整備計画は固定したものではなく、見直しができることは共通認識として本文に記載されている。新規ダムと千苅ダムだけが検討課題として取り上げられているが、減災対策等取り上げるべき内容は他にもある。このことを新たに章を設けて記載するのか、項の中にちりばめるほうがよいのかは、スタンスの問題として考えるべきことである。また、河川管理者が検討課題を受け入れられない場合に委員会としてどうするかという問題も、今後の審議のプロセス中で考えられる。

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より「河川整備計画(原案)等の修文に関する資料」(資料 3-1~3-4)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 修文案は、運営委員会で議論を行い、合意できたものは全体委員会に報告し、合意困難なものは論点審議に戻して議論するという進め方とする。
- ② 県は、今回提示した整備計画等の修文案に係る意見の提出様式を作成し各委員に照会する。
- ③ 委員は、以下の3つの区分により修文案に対する意見を提出する。なお、意見を提出する場合は、出来る限り具体的な修文案を提示する。(7月20日期限)
 1. 県が提示した修文案の内容は妥当か。
 2. 県が修文なしと整理したものについて、修正すべきか否か。
 3. 県が抽出した修文意見に漏れはないか。また、論点の審議が終わった項目について、新たな修文意見はないか。(住民にわかりやすい内容とするための提案も含む。)
- ④ 県は、委員から提出のあった修文意見を整理し、次回の運営委員会で配布する。

(主な意見等)

- 県の修文案について、問題がなければ全体委員会で報告してもらい、合意できなければ再度検討してもらうこととし、全体委員会では途中経過の議論にあまり入らない方がよいと思う。案の当否についてはある程度運営委員会で議論していく。但し、全体委員会で議論すべき内容があれば全体委員会で議論する。
- 原案 46 頁のドレーン工法の図は誤解を生む図になっている。堤内地の樹林がドレーン工法によってどうなるのかまで表現してほしい。環境や景観の話とどうリンクするのか。それを説明するものがない。
- 他にも共通する話である。これまでは行政内部でわかればよい計画であったが、これからは流域住民にも

理解してもらう必要がある。住民に理解してもらう配慮が必要であり、気付いた点は指摘すべきである。

- ・ 資料によって記載すべきものと記載すべきでないもののバランスがあるのではないか。
- ・ ドレーン工法の説明図なら木を描くのは中途半端である。図を用途によって分けていただければよい。
- ・ ドレーン工法の図の下に工法の補足説明を少し入れればよいと思う。そういった抜け落ちているところもたくさんあるはずである。
- ・ 淀川では整備計画原案とは別に、より住民に分かりやすいように整備シートを作成し、議論しながら進めていた。そこまでは難しいと思うが、具体のイメージを補う手だてを考えてほしい。
- ・ ドレーン工法の図がなぜここに入っているのか、一般の人にはわからない。樹木よりも必要なのは、ドレーン工法をつけたことによる効果がわかる水位の浸透の図である。
- ・ 原案 45 頁の横断図に左岸、右岸の地名をいれた方がわかりやすい。
- ・ 資料編の中に、どこが掘削されるのか、木が伐採されるのか、景観がどうなるのか等がわかる図面を入れてもらいたい。写真や絵をわかるように入れてもらえば、市民はよくわかると思う。
- ・ それについては、資料編に入れるというよりは、原案の景観の項目で補足した方がわかりやすい。
- ・ 県が示した修文案に納得できない場合は、できる限り具体の修文案を委員から出してほしい。

◆ 第 104 回運営委員会配付資料

(第 64 回流域委員会の審議の進め方について)

資料 1 第 64 回武庫川流域委員会次第 (案)

(武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する論点審議の審議結果)

資料 2 第 60 回～第 63 回流域委員会における審議結果の整理表 (案)

(河川整備計画 (原案) 等の修正について)

資料 3-1 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の修文について

資料 3-2 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の修文整理表

資料 3-3 武庫川水系河川整備計画 (原案) [7 月 12 日時点修正案]

資料 3-4 武庫川流域総合治水推進計画 (仮称) 【県原案】 [7 月 12 日時点修正案]

(アンケート)

資料 4 第 63 回 武庫川流域委員会アンケート

《第 60 回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する論点の整理について)

- 1 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)
(第 60 回流域委員会資料 資料 4-1)
- 2 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する委員意見の分類
(第 60 回流域委員会資料 資料 4-2)
- 3 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等に対する論点項目
(第 60 回流域委員会資料 資料 4-3)

《第 60～第 63 回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の論点に関する委員意見)

- 4 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の論点に関する意見書
(第 60 回流域委員会資料 資料 5)
- 5 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の論点に関する意見書 (その 2)
(第 61 回流域委員会資料 資料 4)
- 6 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の論点に関する意見書 (その 3)
(第 62 回流域委員会資料 資料 4)
- 7 武庫川水系河川整備計画 (原案) 等の論点に関する意見書 (その 4)
(第 63 回流域委員会資料 資料 4)

第105回運営委員会の協議状況

日時 平成22年7月22日(木) 13:30~19:00
場所 宝塚商工会議所 第2、3会議室(ソリオ2 [6F])
出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、法西、村岡、草薙、佐々木、中川
(河川管理者) 松本、土居、杉浦、勝野、長尾、吉栖、平塚、吹田、山内、前田、伊藤、矢尾
(コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容(協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第64回流域委員会の議事内容及び審議の進め方

- ① 県は、青葉台付近の河川改修計画について説明し、質疑応答を行う。
- ② 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文に関して、第105回運営委員会での協議結果および今後の修文審議の進め方について報告する。
- ③ 論点の審議は、「③流量配分等に関すること」の「流域対策」から議論を始めて、「④減災対策に関すること」、時間があれば「⑤環境対策に関すること」まで議論を進める。
- ④ 潮止堰の試験転倒及び撤去について、委員と県で議論のかみ合わせを行い、審議内容を整理する。県は運営委員会での議論を踏まえて、第105回運営委員会で提示した「潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点(案)」を修正のうえ配布する。

(2) 第60回~第63回流域委員会における審議結果について

- ① 第104回運営委員会で指摘のあった事項(既存ダム活用、新規ダムの扱い、遊水地)について、県が修正案を提示し、了承された。

(3) 運営委員会の日程追加について

- ① 日程調整の結果を踏まえ、以下の運営委員会を追加開催することを決定した。
○第108回運営委員会 8月17日(火)午後 会場:未定

(4) 第66回流域委員会以降の追加委員会の開催場所について

- ① 以下のとおり開催場所を決定した。
○第109回運営委員会(8月26日(木)午後)→西宮市民会館中会議室301
◎第67回流域委員会(9月2日(木)午後)→アピアホール(控室はアピアギャラリー)
○第110回運営委員会(9月9日(木)午後)→西宮市男女共同参加センター・ウェーブ411学習室
◎第68回流域委員会(9月16日(木)午後)→いたみホール(控室は和室)

(主な意見等)

(1) 審議内容の整理(潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点)について

- ・ 資料6「論点2」の地球温暖化は、環境の論点として取り上げる問題である。
- ・ 転倒の期間が短いため、「論点3」の生物環境への影響分析は試験転倒になじまない。(県)
- ・ 掘削を進めていく中で撤去が必要な時が来る。現在の潮止堰撤去はいつぐらいになるのか。1~2年で撤去すると想定するのと、3~4年で撤去すると想定するのでは、議論の仕方が異なる。
- ・ 詳細設計を行っていないので未定であるが、1~2年ということはない。(県)
- ・ 試験転倒の議論を本委員会で行うこととなれば、少数の意見交換となり、時間の無駄となる。運営委員会で時間をとり、本委員会で議論するかどうかについても議論すればどうか。試験転倒により、「論点1」の①、②、③、④に役立つかが議論の対象である。
- ・ 全体委員会で議論し、方向性が見えれば、運営委員会で詳細な議論をする。
- ・ 環境の話は環境の専門家でないとうわからないことがある。そのために、流域委員会で議論してほしい。
- ・ これまでの流域委員会や運営委員会の場で、試験転倒できない理由について説明してきた。同じ説明を繰り返すことになる。(県)

- ・ 試験転倒の目的がないと実施できないと思う。
- ・ 県と委員のお互いの意見が伝わっていない。かみ合わせの議論が必要である。
- ・ 「論点1」に「論点5」の「アユの遡上に向けた潮止堰の早期撤去」を⑤として追記。「論点2」は生物環境への影響分析、「論点3」は地球温暖化、この3つの論点で再整理し、流域委員会で資料を配布する。
(県)

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より河川整備計画(原案)等の修文に関する資料(資料 4-1、4-2)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 第 64 回流域委員会では、運営委員会での協議結果の説明のために、以下の資料を配布する。
 - (1) 委員から提出のあった修文に関する意見書の整理表
 - (2) 委員から提出のあった修文意見を盛り込んだ修文整理表
 - (3) 武庫川水系河川整備計画(原案)〔7月12日時点修正案〕(第104回運営委員会資料)
 - (4) 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】〔7月12日時点修正案〕(第104回運営委員会資料)
- ② 修文整理表〔上記(2)〕には、以下の分類により、各修文意見の協議状況を追記し、論点項目ごとによりやすく再整理する。
 - (1) 運営委員会での協議で「済」
 - (2) 県が対応を検討中
 - (3) 論点審議済であるが再審議が必要
 - (4) 論点審議が未了
 - (5) 取扱未定(奥西委員の修文意見書については、書きかけであること、また、運営委員会で決定した提出分類に不整合かつ膨大な文章量であることなどから、修文整理表に整理することができないため、「取扱未定」の分類とし、改善を求める)
- ③ 審議の円滑化、作業効率化のため、各委員は、修文意見の提出に当たっては、以下について留意する。
 - (1) 第 104 回運営委員会で決定した3つのルールに従い、①県の示した修正案に対する修文意見なのか、②県が修文なしと整理したものに対する修文意見なのか、③新たに追加する修文意見なのかを明確にする。
 - (2) 論点審議未了の項目については、論点審議の結果を受けて、意見が変わることも想定されるため、修文意見を新規追加する場合は、論点審議を経た項目についてのみとする。
 - (3) 抽象的な意見ではなく、できるだけ具体的に修文箇所、修文案、修文理由を提示する。
 - (4) 運営委員会が指定する様式に従って意見を提出する。
- ④ 論点審議が未了の項目に対して新規提出した修文意見内容を、今後の審議を踏まえて変更する場合は、整理の都合上、修文整理表では提出済の意見を更新する形とする。

(主な意見等)

[] : 資料 4-1 の整理番号

- ・ [1] 具体的な数字を示した方が、誤解がなくよい。前期・後期とすると明確な期間と誤解され、その期間ごとの目標を問われるのではないか。
- ・ [2] 河川整備計画は、治水・利水・環境の3本柱であり、治水がメインの計画でよいのか。前文の中で利水や環境も入れるべきでは。
- ・ [2] 第1章は、どういった背景、経緯で河川整備計画を作成されているかを記載している。利水の内容を入れるとそのことがわかりづらくなってしまう。(県)
- ・ [2] この論点についてはまだ審議していないため、論点審議の後に検討する。
- ・ [5] 流域での壊滅的な被害を無くすことは、治水だけに関する目標ではない。今の河川法は、治水・利水・環境を含めた話であり、総合的に考えた目標として入れてほしい。
- ・ [5] 「回避することを、」以降の文章が入っていると、治水がメインのように感じる。基本方針には違う

表現で書かれているので、そのあたりを含めて修文案を県で考えてほしい。

- [8] 阪神尼崎駅付近の湾曲部のネック対応については、20年スパンでの堤防強化ということで意見している。この意見は原案に入っていない意見である。整理した議論が必要。入っていない部分をどうするかという話であるため、千叡ダムの議論と同じ位置づけで、原案に不足している項目を補う趣旨である。
- [8] ここには密集市街地があるという課題は記載してほしい。堤防強化ではなく、最終的には補助スーパー堤防をこれからも考えておくべきである。尼崎市が現在進めている重点密集市街地の事業が終わってからになるが、市街地活性化事業などと絡んでくる可能性があるため、今後を見据えてどこかには記載しておくべきである。
- [8] 現状と課題の話に密集市街地が入っていないという問題については理解できるが、補助スーパー堤防の話とつながることは理解しがたい。
- [8] 1つの方策として補助スーパー堤防を提案している。今期計画には盛り込めなかったが、20年間で実施する堤防強化のみでは対策が不足している。そういう方向の検討の可能性があることを記載すればどうか。この問題に触れないということは、極めて不自然である。
- [8] 堤防強化はきりが無いことである。堤防強化した後でも、この区間は危険度の高い地域になるのではないかと思う。提言書にも書いたが、その後の再評価が必要である。リスクが高いことを認識していくことは必要であるが、今判断できることではないと考える。
- [8] 20年以後の課題を記載していないから、課題を認識していないということではない。
- [8] 何年先かわからないものを河川整備計画に記載するのか。流域委員会で求められていることは、20年間の目標とその整備内容を議論することである。
- [8] 県が提示してきた河川整備計画について、原案が妥当かどうか、過不足はないかをチェックしている。20年間の実施計画に入らないということは理解できる。次へのステップに向けて検討することも20年間で行う計画の一つである。検討することが計画に入れられないという考えは理解できない。
- [8] 堤防強化を実施することで異論はないし、やってもらわなければ困る。補助スーパー堤防を検討することが課題ではない。安全度の低いこの部分について、堤防整備の可能性を検討することを課題として記載すべきではないか。
- [26]、[53] 河道対策で潮止堰を撤去することを考えると、潮止堰がある場合とない場合での高潮や津波に対する現象は違うと思うが、そのような検討についての記載がない。
- [26]、[53] 潮止堰は高潮や津波がきた場合には、水位を検知して自動的に転倒するようになっているため、転倒時は河床と同じ高さになり、潮止堰はあってもなくても同じ条件となる。(県)
- [26]、[53] 堤防は洪水に対するもので、高潮や津波の遡上による洗掘に対する安全性等はどうか考えればよいか。
- [26]、[53] 高潮や津波時の河床や護岸の洗掘は、潮止堰を撤去したから起こるというものではない。(県)
- [26]、[53] 高潮外力はかなりのものであると思う。その検討はされたのか。
- [26]、[53] 高潮対策については、現在、大阪湾のように高潮が川に入ってこないようにする防潮堤防と、上流まで高い堤防をつくる対策とがある。安全性は現在の堤防の造り方で大丈夫とされている。武庫川でも大丈夫であるといえる。(県)
- [26]、[53] 高潮や津波に対応する潮止め堰に関する意見は撤回する。
- [50] 青葉台地区にかかる修飾詞は、家屋が多いという表現ではなくて、別の表現に直すべき。修文案を考えてほしい。
- [78] 「当面は」という表現が曖昧ではないか。
- [81] 大堀川の改修は、詳細設計がまだなので、「河床掘削等」としており、場合によっては、嵩上げ等の対策も検討する。(県)
- [81] この意見は撤回する。
- [25] 先ほどの[26]、[53]に関連するものであるため、この意見は撤回する。
- [80] 県は母子大池と青野ダムの連携運用の事実確認をすること。

◆ 第105回運営委員会配付資料

資料1 第104回運営委員会の協議状況
(第64回流域委員会の審議の進め方について)

資料2 第64回武庫川流域委員会次第(案)
(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点審議の審議結果)

資料3 第60回～第63回流域委員会における審議結果の整理表(案)
(河川整備計画(原案)等の修正について)

資料4-1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文整理表(7月22日時点)

資料4-2 武庫川水系河川整備計画(原案)等の7月12日時点修正案に対する委員意見
(武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する委員意見)

資料5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その5)
(審議内容の整理について)

資料6 潮止堰の試験転倒及び撤去に関する論点(案)

《第60回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点の整理について)

- 1 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見と県の考え【意見】(統合版)
(第60回流域委員会資料 資料4-1)
- 2 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する委員意見の分類
(第60回流域委員会資料 資料4-2)
- 3 武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点項目
(第60回流域委員会資料 資料4-3)

《第60～第63回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する委員意見)

- 4 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書
(第60回流域委員会資料 資料5)
- 5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その2)
(第61回流域委員会資料 資料4)
- 6 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その3)
(第62回流域委員会資料 資料4)
- 7 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その4)
(第63回流域委員会資料 資料4)